		十二　貨物から発生する水素、リン化水素及びヒ化水素その他の貨物から発生する気体が居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 十三　積載場所の水素、リン化水素及びヒ化水素の濃度を計測するための機器（防爆型のものに限る。）を船舶に備えること。 十四　航海中、前号の濃度を定期的に計測し、当該記録を船内に保管すること。 十五　陸揚げ後、積載場所を水を使用せずに十分に清掃すること。
アルミニウム精錬又はアルミニウム再溶解工程から生じる副生物（アルミニウムドロス、アルミニウムスキミング、使用済カソード、使用済ポットライナー及びアルミニウム塩スラグを含む。） UN3170	ALUMINIUM SMELTING BY-PRODUCTS or ALUMINIUM REMELTING BY-PRODUCTS UN3170	一　食料及び腐食性物質（液体のものに限る。）と別の船倉又は区画に積載すること。 二　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 四　雨中において船積みをしないこと。 五　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六　特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 七　船積み前、船長は、貨物が覆いのある場所で３日以上外気に通じた状態で保管したものであることを確認すること。 八　積載場所及び当該場所に隣接する区画における、裸火の使用又は喫煙を禁止し、かつ、その旨を当該場所に表示すること。 九　自蔵式呼吸具を２組以上備えること。 十　積載中、積載場所を機械式通風装置により連続して通風すること。ただし、当該通風により爆発その他の危険が生じる場合においては、この限りではない。 十一　陸揚げ前、積載場所を機械式通風装置により通風すること。 十二　貨物から発生する水素、アンモニア及びアセチレンその他の貨物から発生する気体が居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 十三　積載場所の水素、アンモニア及びアセチレンの濃度を計測するための機器（防爆型のものに限る。）を船舶に備えること。 十四　航海中、前号の濃度を定期的に計測し、当該記録を船内に保管すること。 十五　陸揚げ後、積載場所を水を使用せずに十分に清掃すること。
コプラ（乾燥したもの） UN1363	COPRA (dry) UN1363	一　燃料油タンクその他の加熱面に隣接して積載しないこと。 二　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。

		四　雨中において船積みをしないこと。 五　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六　特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 七　船積み前、船長は、船積み地を管轄する地方運輸局長の指示するところにより、次の事項を確認すること。 イ　貨物が１ヶ月以上外気にさらしたものであること。 ロ　貨物の水分が５％以下であること。 八　積載場所及び当該場所に隣接する区画における、裸火の使用又は喫煙を禁止し、かつ、その旨を当該場所に表示すること。 九　積載場所へ立ち入る場合は、当該場所の酸素濃度を計測すること。 十　貨物の表層以外の通風をしないこと。 十一　航海中、貨物の表面温度を毎日計測し、記録すること。
フェロシリコン UN1408 （ケイ素の含有率が30質量％以上90質量％未満のもの） （ブリケットを含む。）	FERROSILICON UN1408 with 30% or more but less than 90% silicon (including briquettes)	一　食料及び腐食性物質（液体のものに限る。）と別の船倉又は区画に積載すること。 二　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 四　雨中において船積みをしないこと。 五　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六　特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 七　船積み前、船長は、貨物が覆いのある場所で３日以上外気に通じた状態で保管したものであることを確認すること。 八　自蔵式呼吸具を２組以上備えること。 九　ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。 イ　清掃すること。 ロ　乾燥させること。 ハ　貨物が流入することのないよう、覆うこと。 十　積載中、積載場所を機械式通風装置により連続して通風すること。ただし、当該通風により爆発その他の危険が生じる場合においては、この限りではない。 十一　陸揚げ前、積載場所を機械式通風装置により通風すること。 十二　通風装置の排気口及び積載場所に隣接する区画の空気中の水素、リン化水素及びヒ化水素の濃度を計測するための機器（防爆型のものに限る。）を船舶に備えること。